

# 町田市の特別支援教育と 学びの場について



町田市教育委員会  
教育センター就学相談担当

# 町田市の特別支援教育とは

～特別支援教育が目指すもの～



## 特別支援教育とは

○障がいのある子どもたちの  
「**自立**や**社会参加**に向けた主体的な取り組み」  
を支援するという視点に立つ

個々の

○教育的ニーズを把握する

○力を最大限に伸ばす

○生活や学習上の困難を改善または克服する

→そのための適切な指導と必要な支援を行う

特別支援教育は、特別支援学校や特別支援学級だけでなく、通常学級も含め全ての学級で行われることが大切

# 特別支援教育の目指すもの

## 町田市が捉える自立とは

子どもが必要な支援を受けながら

○自分の特性と向き合う

○生活の在り方を自己決定する

○困難なことを改善・克服しようとする



# 特別支援教育の目指すもの

町田市が捉える社会参加とは

子どもが様々な経験を通して

○多様性を認め、友達を尊重する

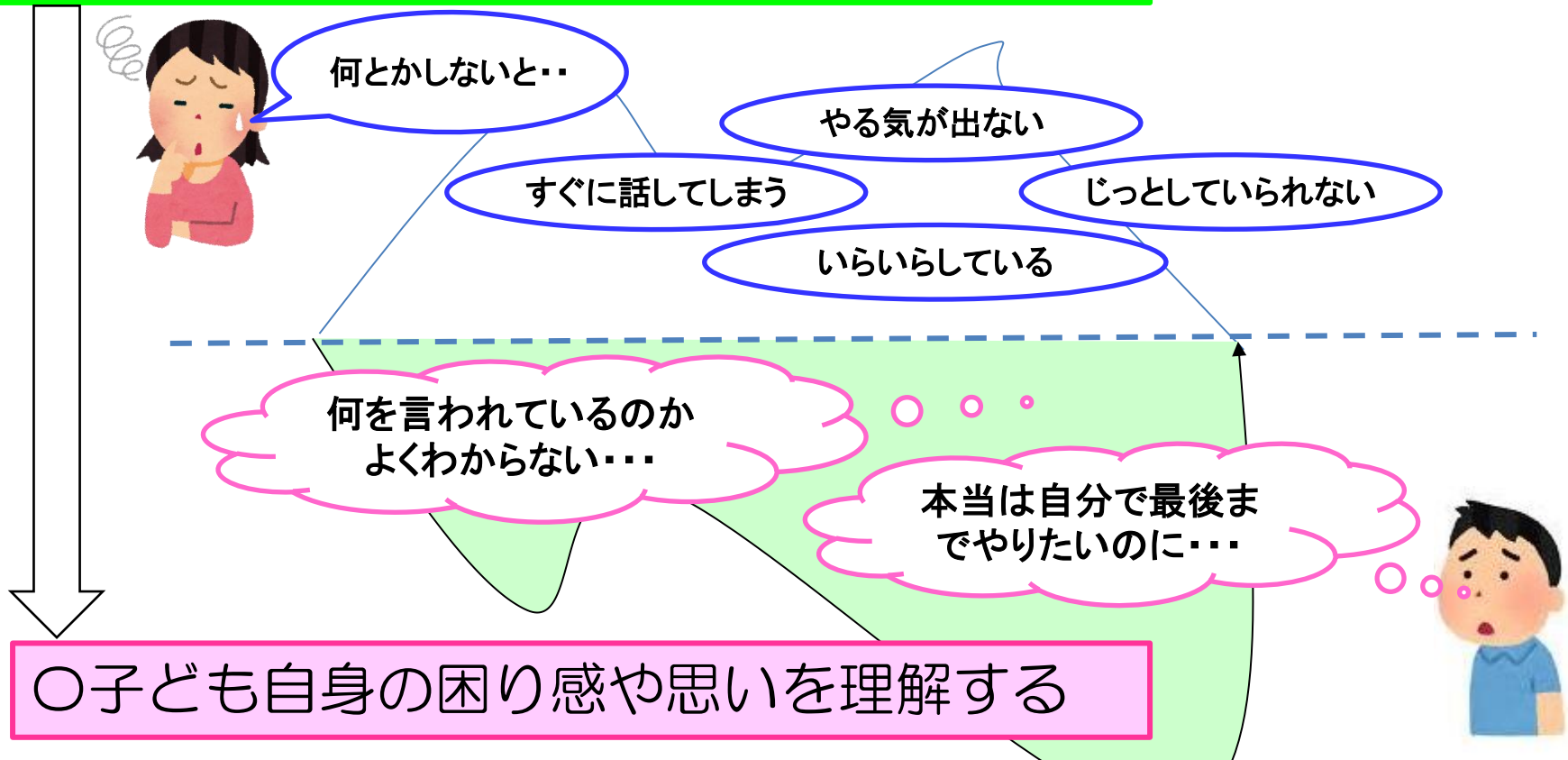
○気持ちを伝え合い、良好な関係を形成する

○自分らしさを生かして、周りとかかわる



# ① 子どもを理解し支援する

△目に見える状況や行動に対応するより



**この子は何に困っているのか、どんな願いがあるのか  
...という子ども側の視点で捉える**

## ② 子どもの良さを伸ばす支援をする

子どもの課題ばかりでなく、「良さ」や「強み」を見つけ出し、  
これらをより伸ばしていけるような支援をしていく



# 自立と社会参加の基礎をつくる



自己  
肯定感

自尊  
感情

相互  
理解

人間  
関係の  
形成

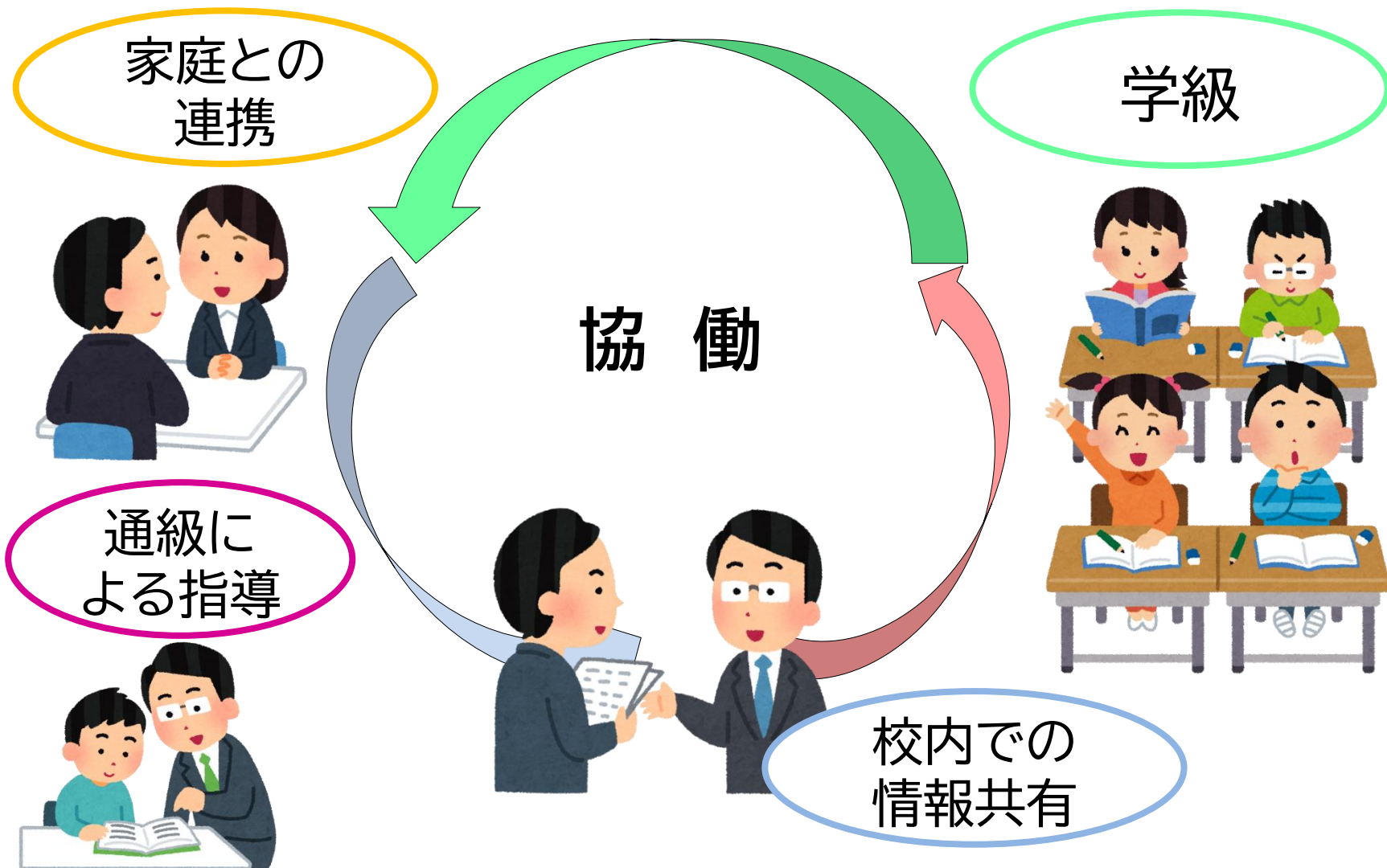
- 褒められる、認められる
- できた！わかった！ 成功体験
- 小さな達成感の積み重ね

- 気持ちを伝える、友達の話を聞く
- 新しいことへ挑戦
- 何かに感動する体験

子どもを理解し  
寄り添った支援

子どもの良さを  
伸ばす支援

# 子どものよりよい成長のために



# 町田市の特別支援教育とは

## ～通常の学級以外の「学びの場」～



# 通常の学級以外に、 次のような「学びの場」が あります



	①	②	③
学びの場	通常の学級とあわせて 通級による指導	特別支援学級	特別支援学校 (都立)
学級種別	ひとみの教室(弱視) きこえの教室(難聴) ことばの教室(言語障がい) サポートルーム	知的障がい 自閉症・情緒障がい 肢体不自由	視覚障がい 聴覚障がい 知的障がい 肢体不自由 病弱

# ① 通級による指導とは

- 通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加できるお子さんが対象です
- 一人一人の特性にあわせて原則として週1回2時間、個別指導と小集団指導を組み合わせで行います
- 担当教員がお子さんの在籍する小学校へ巡回して指導します



# 通級による指導の留意点



指導の曜日・時間は  
指導担当校が決定します



特別支援学級のお子さんは  
対象となりません



通常の授業を  
抜けた分の  
補習はありません

複数の種別の  
通級による指導の  
併用はできません

就学相談において、検討結果が  
通級による指導となった場合のみ  
入級することができます



## ②特別支援学級とは

- 通常の学級の集団一斉学習への参加が難しく特別な支援が必要なお子さんが対象です
- 一人一人の状態や特性に応じて、よりきめ細かな教育を行います。
- 1学級あたり最大8名までとなっています。

特別支援学級も  
住所によって指定校が  
決められています



### ③特別支援学校とは



- 「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」(学校教育法第72条より)
- 学校生活上の特別な援助や配慮が必要なお子さんに対し、よりきめ細やかな教育を行います。



## ③特別支援学校とは

### <都立町田の丘学園>

- ・知的障害教育部門

(相原町、小山町、小山ヶ丘以外<sup>以外</sup>の地域にお住まいの方)

- ・肢体不自由教育部門

(町田市内(全域)にお住まいの方)

### <都立八王子西特別支援学校>

- ・知的障害教育部門

(相原町、小山町、小山ヶ丘の地域にお住まいの方)

<その他> 視覚障害教育部門、聴覚障害教育部門等

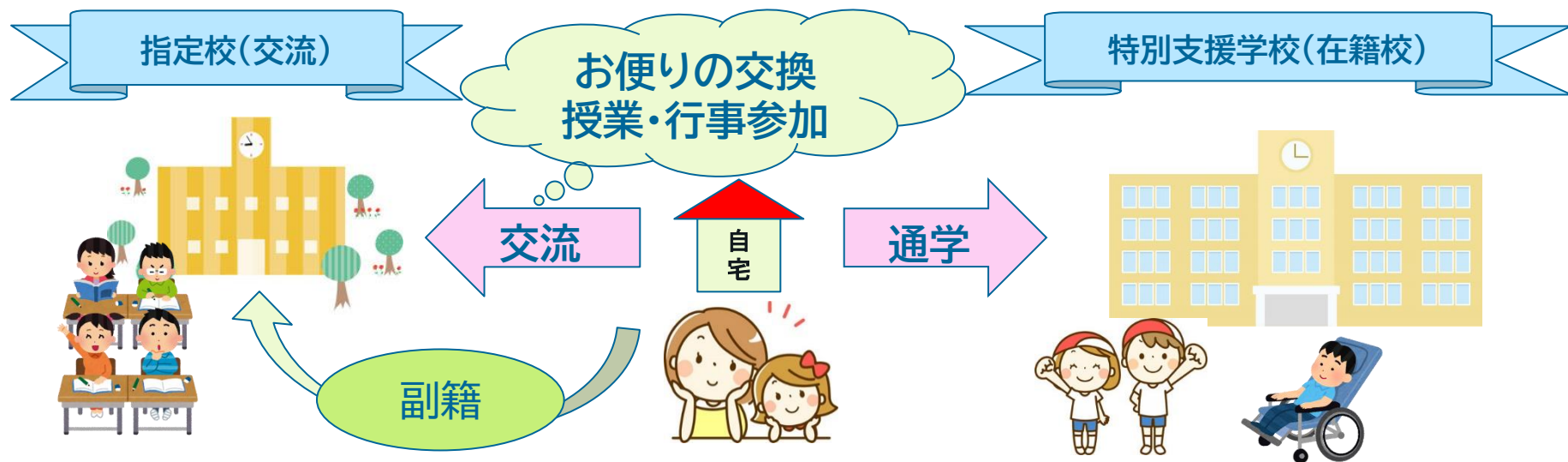
都立学校であるため、町田市の就学相談後に、東京都教育委員会による就学相談を経て入学となります

# 副籍制度について



特別支援学校に在籍するお子さんが、お住まいの地域の公立小・中学校との交流を通じて地域とのつながりを図る制度です

※お住まいの地域の町田市立小・中学校に副次的な籍を置きます  
これを「副籍」と呼びます



※「資料5 副籍制度のお知らせ(特別支援学校)」をご参照ください

# 副籍制度の留意点



特別支援学校に在籍する  
全児童・生徒が対象です

原則は、住所による地域  
指定校の通常の学級との  
交流になります



交流の内容は保護者の希望をもとに  
在籍校・地域指定校との間で相談し  
決定します



学校便り



直接交流を行う際は  
保護者の付き添いが  
必要です



※「資料5 副籍制度のお知らせ(特別支援学校)」をご参照ください